

京都市消防局訓令乙第2号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防水災警防規程の一部を次のように改正する。

令和3年6月18日

京都市消防局長 山内博貴

第30条の見出しを「(避難指示等)」に改め、同条第1項中「避難の勧告及び指示」を「避難の指示又は緊急安全確保措置の指示」に、「避難勧告等」を「避難指示等」に、同条第2項及び第3項中「避難勧告等」を「避難指示等」に改める。

第31条の見出し中「避難勧告等」を「避難情報」に、同条第1項中「避難勧告等」を「高齢者等避難又は避難指示等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)